

規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九八〇

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第七条の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第八条の二第二項中「勤務実績の評定」を「勤務成績の評価」に改める。

第九条第一項第一号中「前条各号」を「第八条各号」に改める。

第十二条第二項第二号中「職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加える。

第十四条を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

第十四条 成績率は、職員の勤務成績に応じ、再任用職員以外の職員にあつては、百分の百六十以下（条例第十九条第二項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の二百以下）、再任用職員にあつては、百分の七十五以下（特定幹部職員にあつては、百分の九十五以下）の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けた職員にあつては、人事委員会が別に定める基準に従い定めるものとする。

別表第一任期付研究員条例第五条第一項の給料表の項中「第五条第四項」を「第五条第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。